

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
携帯型熱画像装置 (人命救助システム用)		G E - B 5 8 5 5 0 1	
		作 成	令和 5 年 2 月 3 日
		変 更	年 月 日
		作成部隊等名	補給統制本部 施設部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品の携帯型熱画像装置（以下，“器材”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等が使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S C 0 9 2 0 電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）
N D S Z 8 0 1 1 角形銘板

b) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.2 性能等

性能等は、調達品目表による。

3.3 塗装

塗装は、製造者が規定する仕様による。

3.4 製品の表示

製品の表示は、GLT-CG-Z000001の2.3及びNDS Z 8011によって、器材本体

に、1種銘板を取り付ける。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

6 その他の指示

6.1 附属品

附属品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、調達品目表によるほか、製造者の規定する仕様及び社内規定による標準附属品とする。

6.2 納入書類

6.2.1 添付書類

契約の相手側は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1に示す書類を、器材ごとに添付する。

表1－添付書類

番号	名称	数量 ^{a)}	摘要
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z000001の7.1 a), 7.2 a)及び7.3 a)による。 日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料(第1種)	1	
3	部品表(第1種)	1	
注^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。			

6.2.2 提出書類

提出書類は、調達要領指定書により指定する場合を除き、表2に示す書類を、製品納入時、陸上自衛隊関東補給処古河支処に提出する。

表2－提出書類

番号	名称	数量 ^{a)}	摘要
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z000001の7.1 a), 7.2 a)及び7.3 a)による。 日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料(第1種)	1	
3	部品表(第1種)	1	
4	完成品写真 ^{b)}	一式	四方写し(前後左右)とする。
注^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。			
注^{b)} 過去に納入実績があり、前回納入時と変更のない場合は、省略してもよい。			

6.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調 達 品 目 表

調達要求番号		作成部隊名等	補給統制本部 施設部
調達要求年月日	令和 年 月 日	作成年月日	令和 5年 月 日
仕様書番号	GE-B585501		

1 調達品目

品名	カタログ製品名 ^{a)}
携帯型熱画像装置（人命救助システム用）	LEADER 株式会社 LEADER TIC4.3 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

2 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) 測定温度範囲は、 $-40\text{ }^{\circ}\text{C}$ ～ $1150\text{ }^{\circ}\text{C}$ 以上とする。
- b) 寸法は、ハンドル部を含め、長さ 175 mm ×幅 145 mm ×高さ 280 mm 以下とする。
- c) 器材本体の質量は、 1.1 kg 以下とする。
- d) 本体の起動時間を5秒以内とする。
- e) 器材のディスプレイは4インチ以上とする。
- f) 器材は、ハンドルによって片手で保持して使用可能とする。
- g) 防じん及び防水性能は、**JIS C 0920**によるIP67以上とする。

3 附属品

番号	品名	数量 ^{a)}	規定
1	標準附属品	一式	製造者の規定による。
2	充電スタンド ^{b)}	1	コードなどを含む。
3	バッテリー ^{b)}	2	—
4	ハンドルグリップ ^{b)}	1	本体一体型の製品の場合は含まない。
5	収納ケース ^{b)}	1	—
注^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。			
注^{b)} 番号1の標準附属品に含まれる場合は除く。			

4 予備品

品名	数量 ^{a)}
予備バッテリー	2
注^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。	